

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当のお知らせ

受給されている方は、現況届の手続きをお忘れなく

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、心身に障がいのある20歳未満の児童を監護している父母または養育者に支給されます。申請手続きの方法など、くわしくは社会福祉課までお問い合わせください。

【児童の障がいの程度】

◎手当1級相当

・身体障害者手帳の判定がおおむね1・2級（内部的疾患含む）程度に該当する児童

・療育手帳の判定がA程度、または精神障害者保健福祉手帳1級程度に該当する児童

◎手当2級相当

・身体障害者手帳の判定がおおむね3級（内部的疾患含む）程度に該当する児童

・日常生活が著しい制限を受ける程度の知的障がい、もしくは精神障がいの児童

※ただし、次の場合は受給する資格がありません。

- ① 児童及び父母または養育者が、日本国内に住んでいないとき
- ② 児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき
- ③ 児童が児童福祉施設（保育所・通所施設・障がい児入所施設への親子入所を除く）に入所しているとき

【手当の額】

◎平成27年4月から

1級：月額51,100円
2級：月額34,030円

【支給月】

4月（12～3月分）・8月（4～7月分）・11月（8～11月分）

※申請月の翌月分から支給が開始されます。

【所得による支給制限】

請求者（本人）や配偶者および扶養義務者の所得が限度額以上である場合は、その年の8月から翌年7月までの手当が支給停止になります。※所得制限限度額に扶養親族の年齢により加算されるものもあります。

■所得制限限度額表

扶養親族の数	請求者（本人）	配偶者及び扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000円
5人以上	以下380,000円 ずつ加算	以下213,000円 ずつ加算

【現況届の提出をお忘れなく】

8月は特別児童扶養手当の「現況届」を提出する月です。届出をしないと受給資格がある人でも8月分からの手当が受けられなくなってしまうます。また、2年間この現況届を提出しないと時効で受給権がなくなります。受給者には8月上旬に通知書を郵送しますので、必ず届出をしてください。

【受付日時】

8月11日（火）～31日（月）

※土日を除く

午前8時30分～午後5時

※正午から午後1時を除く

【提出場所】

社会福祉課窓口（石橋庁舎一階）

【持ちこたえ物】

通知書、手当証書、印鑑、その他指定の書類

問い合わせ先
社会福祉課
☎52-1112